

グッドプラクティショナー 紹介

推薦文

飯田智子さんをグッドプラクティショナーに推薦する理由

飯田さんは、NPO 法人静岡司法福祉ネット「明日の空」の代表として、生活困窮、高齢、障がいなどさまざまな困難を抱え、窃盗などを繰り返し再犯を重ねる人々に寄り添う支援を展開しています。支援は、「被疑者・被告人」の段階で行われる「入口」支援から、刑務所等の矯正施設から退所後の「出口」支援まで多岐にわたります。その支援の原点には、地域生活定着支援センターへ配属され、本来、福祉機関として当事者らを支援するはずの福祉事務所や施設・事業所と対峙し、制度の「枠」への疑問を

強めたことにあるそうです。制度の枠にとらわれず、あくまでもその人の生きづらさに向き合い、寄り添う支援。孤独、貧困、差別、排除、先の見えない不安。こうした絶望のもとにあっても、ふと見上げれば青く澄んだ空がどこまでも広がっている。「明日の空」は、そんな「希望」と「勇気」を求める「ソーシャルワーク」の表象でもあります。

(推薦者：首都大学東京人文社会学部教授
和気純子)

〈グッドプラクティショナーについて〉

1 背景と目的

- ・よりよい実践を発掘・評価し、広く伝えることにより、よりよい実践が拡大することを目指す。
- ・よりよい実践を行っているソーシャルワーカーの仕事ぶりを紹介することによって、よりよい実践とは何か、よりよい実践のためには何が必要か、などについて読者に考えていただく契機を提供する。
- ・これにより、ソーシャルワーク学会として、理論の発展だけでなく実践の向上を、また、理論と実践の往復運動の促進を目指す。

2 方法

- ・推薦者から候補者名をあげていただき、その推薦理由(200~400字程度)を書いていただく。合わせて、候補者に執筆の承諾をとっていただく。
- ・候補者は学会員以外でも可能。執筆内容は「実践内容」。
- ・承諾を得られた候補者には、編集委員会から「私の実践：ー」といったタイトルで、実践内容を紹介していただくように依頼する(3,200字程度)。

私の実践

制度の枠からこぼれ落ちてしまう人への ソーシャルワーク

飯田智子 (NPO 法人静岡司法福祉ネット明日の空)

1. はじめに

私が福祉の仕事に就いたのは20数年前のことである。それまでの人生で漠然と抱いていた「福祉観」と現場のそれに、イメージギャップがあったのを覚えている。また、高齢、障害、児童と分野を転々とし、どの分野にもやりがいを感じたものの、ともすれば利用者のニーズよりも慣習にとらわれてしまうことや、多数派が少数派を切り捨てる組織の現実の中で、自身の力不足に苛立つ日々だった。

そんな居た堪れなさを経て、現在、NPO 法人の代表として活動している。この法人のミッションは、「誰もがやり直せる、希望を持って生きられる社会を創造する」であり、ソーシャルワーカーとしての理念がその根底にある。

2. 「司法福祉」とのかかわり

私と司法福祉のかかわりは、地域生活定着支援センター（以下、「定着センター」）へ配属されたことが出発点だった。矯正施設出所者を福祉支援につなげるセンターの仕事は、受け入れ先の福祉（福祉事務所や施設・事業所等）と対峙することも多く、それまで私が「福祉側の立場」で感じていた違和感がより重くのしかかった。また、定着センター創設のきっかけともなった『獄窓記』（山本譲司著、2003、ポプラ社）は、矯正施設に

高齢者や障害者がたくさんいることを明らかにした。そうした事実は、既存の福祉制度や「福祉の範疇」という「枠」に対する私の中の疑問を一層強め、「福祉とは？」を模索しながら、「司法福祉」という分野にすっきり引き込まれていった。

3. NPO 法人の立ち上げ

NPO 法人静岡司法福祉ネット明日の空（以下、「明日の空」）設立の経緯は、私が定着センター在籍中の2010年、国選弁護士から相談依頼があった事件が発端となった。裁判では情状証人となり、被告人Aさん（20代男性・知的障害）の障害の特性や被害者性等を訴えたが、長期の実刑が言い渡され、Aさんは服役した。裁判後、弁護士と福祉職有志の勉強会を始め、それが発展する形で明日の空立ち上げに至った。

前述の矯正施設出所に向けての支援は「出口支援」、被疑者・被告人段階の支援は「入口支援」と呼ばれているが、「入口支援」は未だ制度にはなく、全国各地で様々な取り組みが行われている。ただ、矯正施設出所者が再犯に至れば、再び支援を必要とする状況となることから、「出口」と「入口」はすぐ近くにあり、特段分けて考える必要はないと考える。明日の空は被疑者・被告人段階から釈放（矯正施設出所）、社会定着まで切れ目のない支援を目指している。

4. 活動の事例

明日の空と対象者の出会いは、主に弁護人からの依頼で始まる。勾留中の対象者と面会し、本人の同意が得られれば、必要な支援を検討、調整しつなげる。裁判では、情状証人として出廷や更生支援計画を作成し、罰金や執行猶予等で釈放となれば、釈放当日からの一時帰住先確保や生活保護等の申請同行、生活支援や病院受診等、様々な支援を行う。実刑となれば、服役中の手紙のやりとりや、出所後の調整等を行う。

年齢や障害の有無等、それぞれ状況も事情も異なるが、過酷な成育歴、住居もお金も身寄りもない者がほとんどで、多くの人、機関との連携は必要不可欠だ。

以下、連携の困難や既存の福祉の限界に直面した3つの事例をあげる。なお、文中の事例は関係者のプライバシーに配慮し、本質を損なわない程度に変更を加えている。

【事例1】Bさん（30代男性・知的障害）

Bさんは生後数か月から施設入所していたが、20代前半で福祉との縁が切れた。窃盗で逮捕された際、派遣先の寮の狭い部屋で暮らし、早朝から夜間までのブラックな労働環境であった。釈放後、一時的な居場所確保のため、更生保護施設入所を検討したが障害を理由に断られ、数日間という条件付きで自立準備ホームxが受け入れた。xの運営は、Bさんが10数年前に入所していた施設だが、当時Bさんが施設内で窃盗等の問題行動を起こしたことから受け入れに難色を示し、Bさんのいる間、軟禁状態で監視を続けた。生活保護決定や手帳の再発行後は、相談支援事業所が何軒も就労支援事業所をあたり、ようやく受け入れ先候補が見つかったが、その条件は「利用時に身体検査を実施する」だった。結局、福祉支援に乗らないとされたBさんは、福祉を見限り、劣悪な派遣労働に戻ってしまった。

【事例2】Cさん（70代男性・アルコール依存症）

Cさんは、定着センター在籍時に支援した方で、飲酒が要因で生活が破綻し、過去何度も服役していた。出所後は断酒し、率先して清掃のボランティアをし、穏やかに暮らしていた。私が退職後は、明日の空のイベントにお誘いし、時々ご自宅を訪問する等して何年もお付き合いを続けていた。部屋はいつも整頓されていたが、徐々にゴミ出しができなくなっていることに気づき、Cさんに同意を得て地域包括支援センターへ相談したところ、包括はCさんや明日の空の意向を酌まないまま、介護保険の申請を進めた。担当者会議等にも呼ばれず、明日の空から「社会資源の一つ」として連携を申し出、Cさんとのかかわりを持った。その後、飲酒の再開で問題行動が出るようになり、独居は困難と判断され、かかわりのある支援者らへの相談や施設見学等を経ることもなく、認知症GHへの入所が決められた。そうした対応を疑問視し、福祉事務所に相談し掛け合ったが、何ら対処はされなかった。

【事例3】Dさん（70代男性・ホームレス）

Dさんは、乳児院、児童養護施設を出た後、若い頃はヤクザに使われる等して生き抜き、生活のために窃盗を繰り返していた。高齢且つ知的障害の疑いもある方で、根は優しいが虚勢を張って生きてきたために攻撃的な物言いで、既存の福祉制度の枠にはめるのは非常に難しいと思われた。アパート契約や銀行口座開設等、一通り生活の支援をした後は、時々訪問し数年が経過した。ある日、Dさん宅を訪れるといたる所が便で汚れており、その様子からDさんを説き伏せ緊急入院となった。その後1週間も経たないうちにDさんは亡くなった。訪問時、必死に机にしがみついで立ち、「入院したくない」とカッと目を見開いて訴えたDさんが今でも臉に焼き付いている。

5. 活動のふり返りと今後の展望

明日の空の活動は2014年に始まり、6年目を迎えた。相談を受けた案件で、何らかの支援を行

った件数は130件に及ぶ。中には、最初、支援を断って釈放された後、再犯して自ら支援を依頼してくる者もいる。支援後に関係が切れ、再犯したことで再度支援をした者もいる。

事例1のBさんは、「障害福祉制度」からこぼれ落ちてしまったが、明日の空とはつながっており、近況報告や「あかね雲の会」(BBQやお雑煮会等、イベントを行う会)を楽しみにして参加してくれる。

事例2のCさんをGHに尋ねた時は、「福祉制度」につないだことを心底悔やみ、公的機関にあがらうことや他機関連携の至難を痛感した。

事例3のDさんは、児童養護施設を出た後、頼る者もなく、罪を犯し、結局、高齢になってようやく支援を受け、生活保護を利用できた。病院で最期を迎え、明日の空が懇意にしているお寺に納骨されている。

そして、明日の空設立のきっかけとなったAさんは、面会や手紙のやりとりを続け、紆余曲折の末、私が身元引受人となって出所した。現在、多くの機関とも連携し、生き直しに寄り添っている。

私にとって、支援した一人一人と「出会えて良

かった」という想いがあるが、対象者が同様に思っているかは自信がない。もっとできることがあったのではないか、福祉につないだことが本人にとって良かったのかと苦悩することも少なくない。ただ、人の人生にかかわる以上、自分の価値観を押し付けていないか、権利侵害をしていないか、常にふり返る必要があり、多機関との「本当の連携」の実現を願ってやまない。

6. さいごに

対象者との最初の出会いは、「支援する者」と「支援される者」で始まるのがほとんどである。勾留先のアクリル板越しで、正直、「この人に寄り添うことができるのか」と不安がよぎることもある。それは相手も同じだろう。支援の同意を得て、少しずつお互いの関係性が変化していくのが、この活動の醍醐味だ。支援する者とされる者、いつまでもこの関係、枠がつづくわけではなく、支援者はいつまでも支援者然としている必要はない。「ソーシャルワーク」は、ただ人が人を想うこと、その想いと共に実践する勇気を持つことが原点だと確信している。